

チベットをめぐる日本の諜報活動と秘密工作

——一八九〇年代から一九一〇年代を中心に——（二・完）

澤田次郎

要旨

本稿は前号掲載分と合わせて一八九〇年代から一九一〇年代を中心に、チベットをめぐる日本の諜報工作活動の実態を検証するものである。前回明らかにしたのは、①一八九七年から一九〇二年にかけて外務省、参謀本部のチベット関与は初歩的段階にあり、それを反映して成田安輝の活動は質量ともにレベルの高いものであったと言いつたが、②この点は一九〇六年から〇八年において参謀本部の福島安正の支援を受けた寺本婉雅によって飛躍的に改善、克服されたという点である。今回は③として、一九一三年から一六年にかけてラサに滞在し、ダライ・ラマ十三世の顧問をつとめた青木の情報収集は、それ以前に寺本が地ならしを行っていただけにやはり質の高いものとなったこと、ただしダライ・ラマの依頼を受けてイギリスまたは日本から機関銃の購入をめざすという青木の協力工作は日本を警戒するイギリス外務省、インド政庁の反対にあつて成功しなかつたことを明らかにした。

キーワード・チベット、日本、情報、成田安輝、寺本婉雅、青木文教、福

島安正、青木宣純、矢島保治郎

目次

- はじめに
- 一 チベットの国際的位置関係
 - 二 第一次諜報工作与成田安輝
 - 三 第二次諜報工作与寺本婉雅……………以上前号掲載
 - 四 第三次諜報工作与青木文教
おわりに

四 第三次諜報工作与青木文教

前章で述べたように、一九〇八（明治四十一年）十二月、寺本が進めてきたダライ・ラマの使節を日本に派遣する計画は中止された。代わつて類似の工作を引き継ぐような形になったのは、西本願寺の学僧である青木文教（一八八六一―一九五六年）であつた。⁽¹⁸⁾

青木は一九一三(大正二)年一月より三年間ラサに滞在し、ダライ・ラマの教学顧問(教学参謀部部員)をつとめながら現地での社会を实地に観察し、帰国後もチベット研究を続け、一九四〇年代は外務省、陸軍への協力を行い(四一年より外務省調査部員、四四年より陸軍専任嘱託)、第二次世界大戦後は連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)民間情報教育局(CIE: Civil Information and Educational Section)に勤務したほか、東京大学講師をつとめた。一九一〇年代、青木は西本願寺の大谷光瑞法主の指導下に、基本的にはチベット研究に従事したが、そのかわらチベットに関する諜報工作活動にも携わっている。それを大別すると以下のようになる。(1)チベット留学生ツァワ・ティトゥル(Tsawa Trimul)の送迎(一九一一年—一九二二年)、(2)ラサにおける情報収集とチベット政府への支援(一九一三年—一九一六年)、(3)チベット政府の機関銃購入支援工作(一九一六年)である。このいずれについても高本康子氏の優れた研究が言及しており、拙稿は同氏の成果を大いに参考としつつ、諜報と工作という別の角度から検討を加え、とくに(3)の機関銃購入支援工作についてはイギリスの資料を合わせみながら、そこに新たな光を当ててみたい。

まず(1)チベット留学生ツァワ・ティトゥルの送迎(一九一一年—一九二二年)である。青木は光瑞の命によりインド仏教史蹟調査に従事した際、一九一〇年三月にダーズリンでダライ・ラマに謁見して光瑞の意向を伝え、五台山における合意事項であった留学生交換を具体的な計画にすること成功した。以来、青木はたびたび法王に面会し、世界の大勢を説き、

日本が信頼できること、また高僧を日本に留学させるべきことを告げた。その結果、ダライ・ラマの寵臣で学僧としても最上級の榮譽を得た高位ラマのツァワ・ティトゥルが日本に派遣されることになった。一九二一年、青木はティトゥルとその従者二名を引率して日本へ向かったが、その際イギリス、ロシア、清の三国の思惑をはばかり、チベット人たちはシンガポールまで日本人に変装し、シンガポールで日本船に乗り換えてからはモンゴル人名を名乗った。同年五月、日本に到着した彼らはまず西本願寺、ついで光瑞の六甲の別邸・二楽荘に入り、留学生世話係としてつけられた多田等観の支援を受けながら日本語を学び、翌年まで滞在した。ティトゥルと光瑞は日本や辛亥革命などの情報をダライ・ラマに頻繁に送っている。

このように日本、チベット間で年来の課題であった留学生、使節の日本派遣計画は、ツァワ・ティトゥルの来日という形で一挙に実現したのである。寺本の挫折から約二年半後、その時いた種が西本願寺の光瑞、青木、多田によって開花することになった。ちなみにツァワ・ティトゥルの滞日中、福島中将は参謀次長であったが、この件にどの程度関与したかどうかは不明である。なお福島は翌一九二二年に関東都督となり、一四年に大将に昇進するとともに後備役となったため、チベット工作から遠ざかっていったと考えられる。

その後、辛亥革命にともなうチベットの情勢変化にともないツァワ・ティトゥルに召喚命令が届いたため、一九二二年一月、青木(および多田)はツァワ・ティトゥル一行に付添い、神戸からインドに向けて出航

し、十月にダライ・ラマの行在所がおかれたチュンコルヤンツェに到着し、さらに一九一三（大正二）年一月、ダライ・ラマとその行列とともにラサに入った。ツァワ・ティトゥルを送り届けた青木は、今度は自身が留学生となり、以後三年間を当地で過ごすことになる。

次に(2)ラサにおける情報収集とチベット政府への支援（一九一三—一六年）である。まず情報収集について見ておく。ラサで青木は日課の勉強以外に、上流社会に身を置き、社交の世界で頻繁に行われる様々な行事に参加し、ラサの活きた社会を实地に学ぶことができた。そうした中で青木は「予はある期間ある筋の秘密任務にも従事しておった」と回想している。この「ある筋」とは参謀本部であり、秘密任務とは諜報活動であった。これまで青木の集めたチベット情報の一端は『秘密の国西蔵遊記』の中に散見されたが、さらに彼が参謀本部の依頼を受けて作成した報告書を先学が発見、翻刻している。これは「調査事項報告第壹号」（大正三年二月一日）、「調査報告第貳号」（年月日記載なし）の二部から成り、ラサに入ってから一年間のうちに青木が集めた情報の内容を具体的に明らかにする貴重な資料である。『秘密の国西蔵遊記』の記述と一部重なっているところもあるが、それよりもはるかに詳細であり、何よりもまず参謀本部への報告であることが明らかで重要な点である。ただし青木はそのためにチベット全土を踏査したというわけではない。情報源はチベット政府の調査公報、当局者談、一般の説、青木自身の観測推測によるものであった。報告書を作成した時点で彼はラサ、シガツェの二都市以外の各地を巡り歩いたことがなかったため、未踏査の地域に

ついてはそれらを旅行した経験のある商人などからのヒアリングに依存した。「調査事項報告第壹号」は「調査報告第貳号」と合わせて「第一回調査」とされており、その後新たに発生する事件の調査、第一回を補足するもの、および未完了のものはすべてこれを「再調査」において報告申し上げるとの断り書きが第貳号に記されている。

この二つにわたる調査報告書の内容は、イギリス、ロシアの動向にはじまり、宗教、行政、軍隊、道路河川、通信、日本人への感情、風俗習慣、各都市の状況、新疆方面に対するロシアの動向、中国官憲の近況、資源とその将来性、添付写真など多岐にわたっている。このうち本稿の問題意識からいってもっとも重要であるのは「調査事項報告第壹号」の冒頭第一項に掲げられた「英露両国対蔵計画の近況及び其勢力扶植ノ情況等」である。イギリス、ロシアがチベットに対していかなる計画もち、どれくらい勢力を扶植しているかということであり、これが参謀本部の知りたい最優先事項であったことがわかる。この件について参謀本部は青木に「成ル可ク具体的ニ事実ヲ摘記セラレンコトヲ希望ス」と指示している。そこで青木の報告のポイントを以下に摘記するが、読みやすさを考慮して小見出し以外はできるだけ現代語に改め、カッコをつけて文意を補足した。

第一項 英露両国対蔵計画の近況及び其勢力扶植ノ情況等

第一 英国対蔵計画ノ近況及び其勢力扶植ノ状況

(A) 中央（拉薩）ニ於ケル英国

・ラサにおいて具体的な勢力の存在は認められない。英人または英国の代表者で駐在する者はなく、チベット政府に正式に指導政治を行っている形跡も見られない。

・ただし英国の潜在力を示すものとしてチベット政府の諸官はことごとく親英派で英国の指導を仰ごうとする傾向がある。親露、親日、親支派は消滅した。しかしダライ法王の態度は比較的慎重で、英国にのみ盲頼するというわけではない。

(B) 地方ニ於ケル英国ノ近況

・英国の勢力地で以下のように極力設備を施した形跡が見られる。ギャンツェに約百名収容可能な兵営を新築し、将校一名、軍医一名、英印兵約五十名、商務官一名が駐在する。パリーに商務官一名、チュンビに商務官一名、将校一名、軍医一名、英印兵約五十名が駐在する。他方、シガツェには英人、英国の具体的勢力は見られない。

・〔ヤングハズバンド遠征の際〕兵站基地となったインドのシリグリから国境ヤートンを経て、チュンビ、パリー、ギャンツェまでの道路を改築し、車道の全通する日も遠くはないだろう。

・インド北東国境のアーポール地方、ミリ地方において、英国の勢力範囲内で道路、鉄道、兵舎の新築が盛んに行われている。ことに国境は従来のチベット国内に著しく食い込んでいる模様である。

第二 露国ノ対蔵計画ノ近況及勢力扶植ノ近況

(A) 中央（拉薩）ニ於ケル露国

・具体的に表に現れたものはない。ロシア人、ロシア代表者の公然駐在する者はいない。英国とともに英露協商を執行しているのは明らかである。

・かつてはドルジェフなどがいたが、今はダライ・ラマが個人として彼らを媒介者に露帝と親交を結び、ときどき秘密の往復があるほかは、チベット政府に対するロシアの勢力はほとんど認める理由がない。

・チベット政府が英化した結果、露の勢力も英の次位に下り、チベットに対する英露の暗闘は速やかに決定されるものではないようである。

(B) 地方ニ於ケル露国

・特筆すべきものを認めない。英露協商のため、シベリアからチベットへの道路および鉄道計画の実施は遠い未来のことであり、イギリスのチュンビ鉄道計画に比べて望みはなお遠いようである。

右のように青木はラサにおいてイギリス、ロシアが目立った進出をしていないこと、また地方においてはイギリスが利権のある地域に施設を整備する一方、ロシアは浸透の形跡を示していないとした。以上を述べた上で青木は次のように結論づけている。

・これを要するに英露両国ともに自国の発展防衛上、チベットを併呑しようとすることは明らかで、チベットはアジアにおける英露両国の勢力防衛上の一分銅（おもり、比較の基準）である。

・ロシアは法王に金銭、宝玉類を、イギリスは文明の実用品を献上するのを常とするが、チベット政府は利のほかは目がなく、利をもつてすればいかんともなし得る。チベット人は恩威をもってすればきわめて制御しやすい民であり、恩威を並べて行えば、チベットはあげてその掌中に帰すだろう。

・ダライ法王の侍従の一人によれば、目下チベットは百人の良好なアドバイザーを得るよりも、一挺の兵銃を要する時代であるという。チベットを経営しようとする者にとって、この言を等閑にすることはできないと信ずる。

右のように青木は結論づける。先に英露の目立った進出はないとしておきながら、両国ともにチベット併呑をめざすのは明らかだというのは唐突の感があり、論理的に矛盾している。現状はどうであれ、いずれ二国はチベット併合をめざすという点が大前提となっていることがわかる。チベットを取る、取らないによってアジアにおける英露の勢力バランスが決定される、しかも利につられやすいチベット政府は英露の買収によってその支配下に落ちる可能性があるというのである。しかしその一方で

チベットは兵銃を求めており、この点はチベット経営をめざす者にとつて見過ごすことができないという。青木は暗に、チベットをコントロールしたければ彼らが必要としている兵銃を援助すべきだと注意を促しているわけである。

青木は自己の利益を優先しがちなチベット人が他国に影響されやすい点を説くが、このチベット人の私利私欲性は報告書の中でくり返し指摘される。すなわち、チベット人には死を顧みない仏教的精神、忠君愛国の精神が認められない（第三項）、政・官界では賄賂が横行し、政務官は他利ということをもまったく解さない（第五項）、上は怠惰放逸に安んじ、下は奮闘向上の精神がなく、上下不一致で愛国尊王の心は露もない（第十一項）というのである。

チベットでは公のために尽くす精神が見られないだけでなく、軍隊も脆弱であるとされた。チベットの兵力状況は以下のように報告されている。

第六項 西藏軍隊ノ状況殊ニ蕃兵ノ価値及支那軍隊ノ状況

・徴集兵約三千人（ラサ千人、シガツェ千人、ギャンツェ五百人、テングリ五百人）が年一回検閲点呼を受ける。不足の場合は僧兵を召集するが、定数はない。

・右以外に「十八六十」兵がある。下流民男子は十八歳から六十歳まで出兵にしたがう義務があり、現在、新式兵約二千人、旧式兵約一

万五千人の出兵実力を有する。

・新式ライフル銃は単発または五連発で、合計二、三千に達する。新式銃には清露独英米の古い銃や日本の三十年式歩兵銃と騎兵銃もあるが、新品はきわめて少数である。

・政府の銃工場で毎月平均一挺の割合で兵銃を作っているが、火力は強いものではない。新式の弾薬は外国から密輸し、またはチベットで模造したものである。

・教官不足のため中隊以上の兵員を養成することができず、教練は日本の小学生のように幼稚である。戦闘法は統一ある指揮の下に行われるのではなく各個人の戦闘であり、戦略、戦術もきわめて幼稚でほとんど児童に類する。

・中央チベットのシナ兵が駆逐されたのはチベット人が強いためではなく、シナ人の無能と補給杜絶のためである。チベット東部のカムでは約千人のシナ兵とほぼ同数のチベット軍が戦闘中であるが、勝敗がつかない状況からいってシナ軍は強大なものではない。

右の記述からイギリス、ロシアに対してチベットの防衛力がいかに貧弱なものであるかが浮かび上がってくる。周辺大国が攻め込めば簡単に

占領できるであろう。しかしチベットは四方を高山に囲まれた要害の地であった。それでも侵略は可能であるかという点、青木は第七項「西藏内道路ノ状況等」において、チベットは天険に恵まれ、道路河川に難があるにせよ、侵攻は可能であると結論づけている。

以上のように青木の報告書は以下のような有様を描き出している。すなわち、①イギリス、ロシアは現時点ではチベットに勢力を拡大してはいない、②しかしいずれチベットを併吞するであろう、③それなのにチベット人は利己的で自分の国を守ろうという精神をもたず、④軍隊は小規模で訓練、戦闘法もきわめて幼稚であり、⑤天険の利を生かしても外部からの侵略を防ぐことはできないという状況である。

そうした中でチベット人は日本をどのように見ているのであろうか。第十項「西藏人ノ外人ニ対スル意向、殊ニ日本人ニ対スル感情等詳細」によると、ダライ・ラマをはじめチベット上流社会の見方は、日本人は温良で才智に富み、勤勉清潔だが、個人主義でチベットの国利のために事業を起こす勇志がないのは遺憾である。忠告提案ともに巧みであるが、一片の実力をもって他を利することがない、というものであった。日本は口先だけで具体的な行動を伴わず、真にチベットを助けようとしていないというのである。それでは彼らは日本に何を望むのかというと、①日本政府の代表者派遣、②軍事一切および最新式の武器に関する留學生の養成、文明武器の輸出、同武器をチベットでつくるための設備、およびその種の教師派遣、所要資材の輸出などに関する日本政府または私人の援助、③工業、鉱業、農業に関する実力的援助（鉱山調査家でなく実

際に発掘、採集して実用に供する人)であるという。このようにチベットのために実利をはかる篤志家がもっとも畏敬、感謝されるのであって、その有志家がチベット人と同種・同教であればチベットの経営者として最適であり、「恩と威」をもって臨むことができる。青木は強調する。

以上のように青木は参謀本部の要望に応じてチベット情報を収集して報告した。参謀本部はさらに調査の必要があると判断したのか、あるいは青木と直接コンタクトをとろうとしたのか、報告書が作成されてから半年余り後、インド駐在武官の建川美次大尉をラサに派遣しようとした。しかしインド政庁は建川によるラサ地方への旅行申請を「許可スルヲ得ス」として却下したため、このもくろみは実現しなかった。インド政庁の拒絶を知った参謀次長・明石元二郎中将は「此際強テ該旅行ヲ実施スルノ必要ヲ認メス」として計画を取り止め、参考までに外務省にもこの結果を通報することにした。⁽¹⁸⁾

右に見たようにチベットで情報収集を行った青木は、それとともにダライ・ラマ、チベット政府を支援する活動も行っている。一九二二年十月、青木がダライ・ラマの行在所が置かれたチュンコルヤンツェに着いたとき、ダライ・ラマが青木に「最も切に」希望したのは、チベットの新制軍を訓練すべき教官を日本より招聘することであった。これに対して青木は、日本政府がただちにその要求に応ずるか否かは疑問であるが、法王の希望を「その筋」に報告することは差支えない旨を述べた。すると法王から日本の陸軍で使用している各種の教範操典類を全部そろえて寄贈せよとの依頼があった。そこで青木はすぐに「某方面」に注文を発

したところ、約五ヵ月後、それらがすべて法王の手許に達し、そのうち歩兵操典の翻訳が真先に始められたという。しかしながら教官の派遣は行われなかった。さらにダライ・ラマは一般国民教育の新制度を定める際、日本の制度に範をとるため、青木に日本で採用された普通教育に関する書籍と小中学校の教科書全部の取り寄せを依頼した。青木はこの件についても「その筋」に交渉したが、これもまた無効に帰したので、カルカッタに滞在中の西本願寺派遣僧・藤谷晃道の尽力を得て入手し、五ヶ月余りですべてが法王の下に到着し、青木はラサ滞在中に初等学制創設の任に当たった。⁽¹⁹⁾

先に青木が参謀本部を「ある筋」と呼んでいたことから類推できるように、ここでいう「その筋」「某方面」もやはり参謀本部を指すのではないかと考えられる。そうであるならば、青木はダライ・ラマの希望を参謀本部に伝え、それに対して参謀本部は教範操典類の送付は承諾したが、教官の派遣と小中学校教科書の送付は行わなかったということになる。教官派遣を避けたということは、国際関係の機微に触れるチベット支援を少なくとも人目に触れる形では行わないということであろう。⁽²⁰⁾

つづいて(3)チベット政府の機関銃購入支援工作(一九一六年)を見てみたい。一九〇五年の四川軍によるカム地方進撃、一〇年のラサ侵攻以来、軍事力の脆弱なチベットにとって、チベット軍の近代化、優秀な武器の入手は不可欠であった。そのため一九二二年五月の時点で「ニイジャン」と名のるチベット人がカルカッタの日本総領事館に対して援助を求めてきた。⁽²¹⁾柴田要治郎総領事代理は内密にこの人物と会見したが、彼の

伝えるドライ・ラマからのメッセージは次のようなものであった。①日本がチベットを保護下に置くのは可能か。大臣会議において清国兵をチベットより駆逐し、できればモンゴルと同様に独立を布告することが決定されたが、清がもし優勢の援軍を派遣すれば独力で抵抗することはできないので、「日本ハ同種ノ好ヲ以テ援助ヲ西藏ニ致シ場合ニ依リテハ之ヲ其保護ノ下ニ置クノ意嚮ヲユウセサルヘキカ」②日本からチベットへの武器弾薬輸出を黙認してくれないか。武器弾薬の不足がチベット防御上の最大弱点なので外国より輸入を行いたい、イギリスはロシアとの協約〔英露協商〕を重んじて厳正中立を守り、軍需品のインド国境通過を許さない。ロシアはイギリスに気兼ねしているので、唯一の方法は日本より購入し、モンゴル経由で運搬することである。ウラジオストク経由でモンゴルに鉄道で入れるのがもっとも便利だが、ロシアの容認を得られなければ、日本の黙諾の下に満洲のある地点よりモンゴルに入りたい。なお希望する武器は小銃三千ないし五千挺とそれに伴う弾薬である。以上二点についてこの使者は柴田総領事代理に可否を尋ねた⁽¹⁶⁾。

それに対して柴田は、①のチベット軍援助、チベット保護化については事が重大で自分は言明する地位にないが、私見をもって見れば、日本政府は清の事変に非干渉主義を声明し、またイギリスとは同盟関係にあるため、西藏独立運動に援助を与え、甚だしきはこれを日本の保護下に置くような意向があるとは解することができない。②の日本からチベットへの武器弾薬輸出の黙認については、日本政府は中立の態度をとるため、それを黙許することは甚だ難しい。もっともこの点については、私

立会社で武器の取引をなす者があるので、本官個人の資格で便宜をはかることができるか否か考慮しておく。とりあえず柴田総領事代理はこのような返答するとともに、外務本省に訓電を要請した⁽¹⁷⁾。これに対して内田康哉外相は「先方申出ノ二点何レニ対シテモ何等援助ヲ与ヘ得ベキ限ニアラザルニ付其意味ニテ程能ク挨拶セラルベシ」と返電した⁽¹⁸⁾。このように当時の外務省は国際関係上、チベットへの政治的関与、軍事的支援は行わない方針であった。チベットと政治的な関係をもとうとしない外務省の姿勢について、のちに青木は「日本は絶対に西藏に関係することを忌避している」、「とにかくいかなる種類の問題であろうとも、チベットに関する限り断然手を触れまいとする」のが日本当局の堅き方針であったと嘆きを交えながら述べている⁽¹⁹⁾。

一九一四年に第一次世界大戦がはじまると、チベット政府はイギリスがヨーロッパに気を取られている間に、中国がチベットに新たな軍事行動を起こすのではないかと恐れた。そこでイギリスに援助を要請した結果、同年イギリスは、チベット政府の求めに応じて五千挺のライフル銃と五十万発の弾薬を売り渡した。これはチベットにとって大きな助けとなったが、中国の全面的な攻撃から防衛するには足りないと考えられ、翌一九一五年、チベット軍総司令官ツァロン・シャペはチベット問題を担当するシッキムの政務官チャールズ・A・ベル (Charles Alfred Bell) にチベット軍を近代化するため、山砲、機関銃を供給するよう要請した。状況を理解していたベルはインド政庁に対してチベットの希望をかなえるよう勧め、もしイギリス側の備蓄からそうした武器を売却で

きないならば、チベットが日本またはその他の国から購入することを許可すべきである、さもなければチベットに真の友情を示すことができないと請願した。⁽⁸⁾しかしこれに対するインド政庁の反応は「ほとんど侮辱的」なもので、ヨーロッパの主戦場で機関銃が深刻に不足しているため、またインド政庁自体も自身の必要性を十分満たすことができないため、「現在チベット政府のためにその購入をしつくり考えてやることなど問題外である」と返答した。要するに英本国もインド政庁もチベットのことに関わっている余裕はないというわけである。⁽⁹⁾

ベルがツァロン・シャベに不可能である旨を告げると、ツァロンはカム地方の中国軍が大砲、機関銃を擁して戦闘準備を進めていることを強調し、「中国人は大変狡猾で突然進撃してくるかもしれない」、「われわれには機関銃がすぐに必要である」、カルカッタのリヨン&リヨン社における機関銃の購入とそこからの輸送を認める許可証を得るため申請をしてほしい、「チベットの望みは大英政府にしかないのだ。われわれは早く銃を手に入れたい、さもなければ何が起るかわからない」と切実な調子で訴えた。⁽¹⁰⁾

他方、チベット側はベル政務官だけでなく日本にも機関銃購入の協力を要請した。右に述べた経緯は一九一五年九月から十一月にかけてのことであったが、青木がラサを出発してインドに向かったのはその直後の一九一六年一月二十六日である。先行研究によると、このとき青木の出蔵に合わせてダライ・ラマはインドに特使を派遣し、イギリス政府から武器を購入することを考えており、もしイギリス側がそれに応じない場

合は、同国の同意を得た上で日本政府と交渉することが計画されていた。青木にはダライ・ラマの特使の活動全般に対する支援が依頼され、イギリス当局の了承が得られれば、その特使を伴って日本に帰国する可能性があり、青木は出蔵にあたって西本願寺から七百円の帰朝費を支給されたが、これは単なる帰国費用ではなく、以上のインドでの当面の活動費用を含んでいたと考えられるという。⁽¹¹⁾

しかしここで注意しておくべきことは、青木が武器購入に協力する前の時期から、インド政庁が日本のチベット浸透に警戒を強めていたことである。一九一五年一月、日本が対華二十一ヶ条要求を行い、袁世凱がこの事件を用いて国内世論を沸騰させ、日中関係は決定的に悪化していくことになる。これを見たチベットの国民会議（国会に相当）は、第一次大戦で余裕のないイギリスに代わって日本側に接近し、中国を抑えてもらおうと考えた。翌二月、国民会議は次のような決定を行っている。日英両政府は友好関係にあるが、日中両政府は緊張関係にある。そのため日本通のツァトゥル・リンポチェ（ツァワ・テイトゥル）と第四ランク官吏の二名を代表者として日本政府に派遣し、同政府がイギリス政府と同様にチベット問題を解決するため中国政府に影響力を行使するよう要請するというのである。⁽¹²⁾

しかしこの決定を知ったインド政庁はチベットと日本の接近を警戒してロンドンのインド省に次のように報告した。「チベットにおける日本の影響は最近著しく増加した。それは国民会議が代表団を日本政府に送るべきだと提案したことから立証される。その提案は、日本政府がイギ

リス政府と同様、チベット問題を解決するため中国政府に影響力を行使することを要請している。」さらにインド政庁はラサに四人の日本人〔河口慧海、矢島保治郎、青木、多田等観〕が滞在していたことを把握しており、それに言及して以下のように指摘する。「チベットにおける日本の影響と関連して、我々が受け取った様々なレポートから見えてくるのは、この影響力が四人の日本人を通じて行使されているということである。彼らはネパールないしブータンからチベットに入ること成功し、ダライ・ラマと大臣たちに密に接触しているようである。ここでいう日本人とは、ちょうどインドに戻ったばかりの僧侶・学者の河口慧海、セラ寺の学僧T・多田、大谷伯（天皇の義兄弟）の私設秘書でいまは名目上チベットの古い経典を研究中の青木、現在とくにチベット軍の訓練に従事している陸軍将校の矢島ヤソジロウである。チベットに対する日本の関心は、日本の対中政策の必然的な結果として増大するに違いない。」このようにインド政庁は警告するとともに、「日本の活動がイギリスとチベット両政府の関係にすぐに影響をもたらすような危険性はない。しかし状況を嚴重に監視していく必要がある」と結論づけた。⁽⁸⁾

右のようにインド政庁は、ラサ在住の日本人たちによってチベットにおける日本の影響力が急増していると注意を喚起した。一九一六年一月、青木がラサを出立したとき、ベル政務官は本音ではチベットの機関統購入を助けたいという気持を抱いていたが、インド政庁自体は日本（および青木）に強い不信感をもっていったことを押さえておきたい。そうした中で青木とダライ・ラマの特使（インド省文書IORでは、名前はイェー

シェー・ワンギェル Yishe Wangyal となっている）はどのような行動をとったのであろうか。

チベット出発にあたって青木は事前にシッキムのベル政務官にチベット、インド国境通行の了承を求めて承諾されていた。⁽⁹⁾二月二十三日、ヤートンに着いた青木はデイヴィッド・マクドナルド商務官 (David MacDonald) を官舎に訪ねて非常に歓迎され、翌二十四日、マクドナルド、新任のキャンツェ駐在商務官ウィリアム・L・キャンベル (William Lachlan Campbell)、青木、ワンギェル特使、「西藏政府のチュンビ総督」ヘデンの五名の間で、イギリスからの武器購入について話し合いがもたれた。マクドナルドはこの集まりを「三国小会議」と呼んだが、結局、まずはシッキムのベル政務官に直接相談するのが第一ということになり、早速打電して彼の所在を問い合わせることから始めることに決まった。⁽¹⁰⁾

右の五人は二十五、二十六日にも会食し、青木一行はマクドナルド商務官からこの先の旅程、シッキムの首都ガントクまでのバンガロー（イギリス駐在員用の官舎）の使用と無料宿泊を内許された。青木はこうしたインド政庁側の対応について、「英官ハ吾等一行ヲ能ク厚遇セリ」と記述している。⁽¹¹⁾マクドナルドがこうした便宜をはかったのは、ワンギェル特使と青木の動向を監視し、かつチベット内部の情報を得るためで、青木もそれを承知の上で行動していたことはいうまでもない。二月二十七日、青木は宿泊していたヤートン近くのチェマを出発したが、マクドナルドはインド政庁に青木とワンギェル特使が特別ミッション、すなわ

ち「チベット陸軍が用いる機関銃を日本政府から調達するという任務」をもっていることを報告した。また青木がラマ教研究の目的でチベットを訪問し、ラサで三年間チベット語を習い、「なかなか上手」にチベット語を話すこと、ラサで多くの写真を撮影したこと、ダライ・ラマとタシ・ラマ（バンチェン・ラマ）に会見していることなども伝えた。

青木はインド、チベットの国境であるゼレップ峠を越え、三月二日、シッキムの首都ガントクに到着し、翌三日にベル政務官もガントクに帰着する。四日、ベルはまずワンギエル特使を、ついで時間をずらして青木を招いて打合せを行った。このとき青木はもしインドから機関銃を手に入れることができるかわれば、日本の「カルカッタ」総領事とともにチベット政府を助けることを約束したとベルに語っている。他方、ベルは青木に武器購入が可能かどうか即答は難しいので、二、三日の余裕が欲しいと返事をした。青木は翌日市内見物を行った上で、六日ガントクを出發してインドのカリンポンに向かった。

七日、ベル政務官はインド政庁に対してワンギエル特使、青木の要望を伝える報告書を送った。またそこには、①チベットの諸大臣よりベルにあてた書簡、②チベットの諸大臣より日本の天皇にあてた書簡のコピー、③ツァロン・シャベからベルにあてた書簡が添付されていた。ここで①、②を紹介しておく、①のチベットの諸大臣からベルにあてた書簡は、中国軍の脅威を強調し、今回チベット政府がワンギエル秘書官を派遣したのは、カルカッタのリヨン&リヨン社に機関銃を供給してもらえないかどうかを確認するためであり、もし供給が可能であればイギリスに銃の

購入・輸送通行許可証を認めて頂きたいし、もし不可能であればカルカッタの日本総領事を通じて日本の天皇にお願いして日本で機関銃を購入し、イギリスにその輸送許可証を要請したいと説明するものである。また②のチベットの諸大臣から日本の天皇にあてた書簡コピーは、チベットの領土を守るため日本に機関銃を供給してもらおう必要に迫られている旨を訴え、今回日本に使節一名を派遣しようとしており、かつイギリス政府に機関銃の購入・輸送通行許可証を要請しているというもので、「チベットは仏教の中心地として聖なる土地と考えられており、仏教はわれわれ共通の宗教です」、このことを考慮に入れて頂きたいとして、日本に同じ仏教徒としての支援を求めるものである。

右のような書簡を報告書に添付したベルは、「従来の慣行からいって、残念ながらインド政庁はチベット政府に日本からインド経由で機関銃を輸入する許可は出せないことを、私はチベット政府に知らせるべきかどうか」指示してほしいとインド政庁に請訓した。またベルは青木個人についても詳しい報告を行っている。そのポイントを摘記すれば以下のようになるが、ベルが青木と話す中でどのような情報を引き出しているかわかる。

① 私と青木はチベット語で会話したが、それは彼が英語で自分を表現するのが難しいと思ったからである。

② 青木はネパール経由でチベットに入ったようである。チベット語

を学ぶため彼がダーズリン近郊のゲーム寺に滞在していたことが想起されよう。私は当時、ゲームに特別のエージェント〔諜報協力者〕をもつダーズリンの副長官にこのことを知らせておいた。青木はしかしそのエージェントに紙片を渡し、二人の同伴者を伴い、いずれもチベットの托鉢僧に変装してスキア・ポツカリ経由でネパールに入った。スキア・ポツカリからネパールのイラムに行った青木は、それからチベットのオランジョン、さらにシガツェに向かった。変装用の衣類はゲームで購入している。⁽¹⁰⁾

③ 彼のチベット行きは目的はチベット語の口語と文語の両方を学ぶこと、チベットの書籍、とくに歴史と文法に関するものを入手することであった。青木は日本の旅行者によくあるほどにはチベットの国内政治に参加はしていないが、いまは自ら認めているようにチベット人が日本から機関銃を手に入れることを助けようとしている。

④ 彼は次のように考えている。東チベットのチベット軍を指揮するカロン・ラマ (Kalon Lama) は親中で、中国との和解を切望しているが、チベット政府は今までイギリス不在のグループに加わることを辞退してきたし、中国人に対しては一貫してシムラ協定を引き合いに出してきたと青木は考えている。六ヶ月前、ラサ〔政府〕は長引く中国との戦いのためにかなり動揺した状態にあったが、現在は不安を見せていない。

⑤ イギリスが大戦で敗けているとのうわさを、チベットにいる中国人、とくにトルコに同情を抱くイスラム教徒がたえず広めている。

⑥ ツァロン・シャベは昨年キャンツェに私を訪ねてきた大臣だが、彼はいまチベットでもっとも勢力のある人物である。それはダライ・ラマ殿下に非常に大きな影響力をもっているからである。

⑦ 青木はチベット人の中に大きな、あるいは影響力のある親中の党派があるとは思っていない。これは、通常の日本人が中国人に抱きがちな偏見を考慮しなければならぬにせよ、ひょっとしたら正しいかもしれない。

⑧ 青木はいまカリンボンに向かった。そこからダーズリンに行くつもりで、さらにカルカッタに赴き、そこでチベット政府が日本から機関銃を手に入れる可能性について日本総領事に相談するつもりである。カルカッタで青木はラドハ・バザール・ストリート一一番地にある日本の別所株式会社に滞在するであろう。彼はもう二、三年、ダーズリンを本拠地としてインドに滞在しなければならないと考えている。彼の上司である大谷伯が日本帰国前にサンスクリット語を研究するよう指示したからである。青木は私に、大谷伯の妻は二、三年前に亡くなったが、日本の天皇の姉妹であると語った。

以上のようにベルは、機関銃購入問題でワングェル特使をサポートする青木がどのような人物であるかインド政府に情報を送っている。また青木のチベット潜入ルートとその方法、青木から聞かされたラサの政治状況も合わせて伝えている。さらにカルカッタ到着後の青木の住所や予定も把握し、インド政府が彼をマークしていく上での予備知識も知らせている。ベルはこのように青木との会見でさまざまな情報を引き出していた。

三月十一日、インドのカリンポン滞在中の青木は「英印政府ノ通告ハ英本国ノ回答ヲ待ツマデ定マラズトノ事ナリ」と記してイギリス側の決定を待ったが、結局インド政府はチベット側の要請を断ることになった。二十四日、インド総督チャールズ・ハーディング (Charles Hardinge) は以下のような判断を下している (傍線は本稿執筆者・澤田による)。

最近確かめられた事実、および中国政府が国内問題に心を奪われていることを考慮すると、チベット政府にとってこうした銃を緊急に求める必要性はあり得ない。この取引全体は疑いもなく日本の陰謀の結果である。選択肢としては三つのコースがある。すなわち、(1) われわれ自身が機関銃を供給する、(2) 日本で購入した機関銃のインド通過は残念ながら許可できないとチベット政府に通知する、ただし、しばらく後にわれわれ自身の手で供給することを望む、(3) チベット政府の日本からの機関銃購入とそのインド通過を許可する。この三つのコースはすべてが好ましくないように思われる。(1) についてはわれわれに分

けてやれるだけの機関銃がないという現実的な困難がある。
(2) のコースは多分それよりもまだましである。しかしわれわれにチベットとの離間をもたらし、日本を怒らせるだろう。

(3) のコースはチベットにおける日本の陰謀を促進する扉を開くもので、まったく好ましくない。日本に銃を求めれば、それは間違いない日本人の教官をも求めることにつながる。その上、もしわれわれがチベットに銃を与えたり、銃の通過を許可すれば、影響を受けやすいネパールが同じような要求をしてくる可能性を考えねばならない。

もしかするとベルがチベット政府に手紙を書き、いまこの件に突き進むのをやめるよう説得することが可能かもしれない。その論拠としては、現在われわれが最大の関心事「世界大戦」に気を奪われているため、外国の武器弾薬のインド通過という、ひょっとしたら先例をまごつかせるような難しい国際問題を十分考えることができない、とでもするかもしれない。またベルは以下のように述べてチベット政府を納得させるだろう。すなわち、インド政府は戦争が終わり次第、武器弾薬を求めるとんな妥当な要求にも同情的に考慮を払うだろう。しかしイギリス政府は、最近確かになった事実や中国政府が国内問題に専心していることから、「チベットの」東部国境地帯で「中国軍による」侵略がもくろまれるのはありそうもないことを確信しているので、もしチベット政府がとくに現下しきりに懇願している「機関銃の」案件を慎んでくれれば感謝するだろう。このように説明することでベルはチベット政府を納得させることだろう。

右のようにインド総督ハーディングは、緊急の必要がないにもかかわらずチベット政府が機関銃購入を主張する背景には、「日本の陰謀」があると見ていた。日本はまず機関銃をチベットに輸出し、ついでその操作や手入れの仕方を教える教官を送り込み、チベットへの浸透をたくらんでいるというわけである。このように考えるインド総督は、ワンギェル特使をカルカッタの日本総領事館に導こうとする青木の背景に、日本当局の影を見ていたのである。日本を警戒する総督が下した結論は、考えられる三つの選択肢のいずれでもなく、ベル政務官がチベット政府を説得して、機関銃購入の要求を控えさせるというものであった。すでに触れたように、ベルはツァロン・シャベからの要求を聞いてチベットに同情を抱いていただけに、この決定には飽き足らないものがあつたかもしれない。

インド政庁の見解は右のとおりであるが、さらにイギリス外務省の考へは、外務次官がインド省次官にあてた文書に示されている。それはハーディング総督が提案したベルによるチベット政府説得を支持するものである（傍線は本稿執筆者・澤田による）。

エドワード・グレイ外相 (Edward Grey) の意見では、現時点でロシアないし日本の政府と論争的な性質の問題を起こさないことが肝要である。加えて以下を指摘しなければならない。前者ロシアとの関係でなされた表現の中に、もしチベットにおける日本の陰謀に関する状況説明を含めようとすれば、それは必然的に速かれ遅かれ日本政府

に届くことになるだろう。(インド) 総督によって懸念された日本を怒らせる危険がこうして作り出され、しかもベトログレードでも論争的問題を引き起こすという危険を引き起こすだろう。

こうした事情の下、外務省は総督の電報の最終パラグラフに含まれた提案の採用を勧める。すなわちベル氏が手紙を書き、チベット政府がこの件に突き進むのをやめるよう説得する、ただし日本人がこの問題に関係しているという事実と言及することを避けるということである。

英外務省としては、ロシア、日本政府とトラブルを起こしたくない。そこでロシア政府にはチベットでの日本の「陰謀」については説明しないでおき、それが日本側に伝わるのを防ぐ。一方、チベット政府に対しては、インド総督が提案したように、ベル政務官を通じて要求を控えさせるのがよい。ただし日本が絡んでいることには言及しないでおくのが得策だということである。以上のようにイギリス外務省、インド政庁は「チベットにおける日本の陰謀」を念頭に置きつつ、チベットへの機関銃調達を阻止した。かくして青木の機関銃購入支援工作は挫折するに至るのである。

青木は先の参謀本部への報告書で述べているように、カム地方でチベット軍と戦っている中国軍は強大なものではないと見ていた。したがってダライ・ラマの機関銃購入要請に協力したのは、単に中国の脅威に怯えるチベットに同情したからだけではない。彼が同じ参謀本部への報告書

の中で、チベット人は恩威をもってすればきわめて制御しやすく、あげてその掌中に帰すだろう、チベットは百人の優れたアドバイザーよりも一挺の兵銃を必要としており、チベットの経営をめざす者はこのことを等閑にできないとしていたことを想起したい。青木はチベットに機関銃を供給する手助けをすることによって日本の「経営」力、影響力を高め、逆にチベットの併呑を狙っているとされた英露の影響力を削ぐうとしたと考えられる。つまりそこには戦略的な思考があった。したがってイギリス外務省、インド政庁のいう「チベットにおける日本の陰謀」は誇大なイメージではあったが、青木の活動に関していえば、確かにチベットに対する一種の浸透工作が行われていたといえるだろう。ただし管見の及ぶ限りでは、その背後に日本当局（外務省、参謀本部）の存在を裏づける資料は見当たらない。

なお、その後もドライ・ラマとチベット政府は中国軍に対する不安を払拭することができず、イギリスに従前の支援を要請し続けた。例えばギャンツェ駐在のキャンベル商務官の下に送られたチベットの使者（近衛騎兵隊長兼ラサ工廠長）は興奮しながら機関銃と弾薬の援助を訴え、キャンベルがロイター電にもづく中国の革命情勢を話して落ちつかせようとしたが、侵略の危険が減じていることを信じようとしなかった。加えて世界大戦に武器を投入しなければならぬイギリスの事情を説明してもそれを言いわけであるときなし、チベット政府はイギリス政府以外に友人がいない、その関係は父と子のようなものだとし、最後まで機関銃を求めて譲らなかつた。⁽¹⁶⁾ インド政庁はこのチベット政府の使者に

対して、「現在、機関銃が手に入らないことを残念に思っているが、この件は覚えておく」と伝えるようベル政務官に命じた。⁽¹⁷⁾

しかしながら翌一九一七年、チベット側の不安は現実のものとなり、カム地方で戦闘がはじまった。ところがチベット人はここで反撃に出て、一年以内にチャムド、デルゲなど揚子江上流の東部地域を奪還した結果、一八年、休戦協定が成立した。チベット軍が優勢に転じる上で一九一四年にイギリスから購入済みの新型ライフル銃五千挺が大きく貢献したが、なおチベットは機関銃の購入をあきらめず、イギリスにそれを求め続けて拒絶された。イギリス側で内々に議論されたその理由は、チベットが機関銃を保有することによって中国よりも強くなり、逆にチベットの侵攻ないし独立につながることを恐れたからであった。⁽¹⁸⁾

以上見たように、イギリスがチベットの機関銃購入要求を退けたのは、第一次大戦で余裕がなかったこと、また後にはチベットが中国を凌駕するのを抑制するためであったが、それ以外にチベットの背後に日本の勢力浸透の影を見て、これを警戒したことも重要な要因となっていた。このイギリスの日本に対する疑惑は一九二三年にも再燃する。そのきっかけとなったのは、シッキムの政務官フレデリック・M・ベイリー（Frederick Marshman Bailey）がツァロン・シャベから受け取った私信にあった。ツァロンによると、以前チベット政府に雇われていた矢島保治郎から手紙が届き、日本から十一名の男がチベットに向けて出発したので彼らを援助してほしいとの依頼がそこに記されていたというのである。⁽¹⁹⁾ ベイリーはこの件をインド政庁に報告し、それはロンドンのインド省

經由でイギリス外務省に伝えられた。そこで英外務省は在東京イギリス大使館のマイケル・パライレット参事官 (Michael Palairre) に、十一人の男のチベット遠征とその目的について、もし可能であればさらなる情報を確かめ、電報で報告するよう指示した。これを受けたイギリス大使館ではハロルド・G・パーレット領事官 (Harold George Parlett) が日本人の「インフォーマント」(情報提供者)を前橋に住む矢島の下に送り込み、矢島自身の口から話を聞くことに成功した。その結果、パーレット領事官がまとめた覚書が英外務本省に送られているが、それは以下のようなものである。⁽⁸⁾

機密 矢島保治郎の件に関する覚書 一九三三年八月三日

矢島保次郎……私は秘密の情報源から彼が群馬県前橋市に住んでいることを知った。前橋は彼の父親が紡績業者として働くところである。

以下の情報は同じソースに負っている。それは矢島自身から聞き出したものであるが、その供述の信憑性については保証できない。

彼は一八八二年に生まれ、学校卒業後、上海に行き、そこで一九〇六年、東亜同文書院を卒業した。一九〇七年、頭山満の影響下に入り、その援助でチベットに(四川經由で)旅行した。ラサで彼は仏教僧の河口(慧海)、青木(文教)と生活した。

一九〇八年、彼はかしらである頭山に報告するため日本に戻り、これを行うとすぐにチベットへ再出発し、そのときはインド經由で旅行した。二回目の滞在ではほとんどがラサで過ごし、その間、チベット

人女性と結婚し、一九一九年まで生活した。この妻は昨年日本で亡くなった。

矢島は典型的な「シナ浪人」であり、見たところ非常に怪しく、隠し立てをする傾向があり、まったく話好きではない。しかし彼は私の情報提供者にこう述べた。自分はいつチベットに戻るかわからないが、できるだけ早くそうするつもりである。というのはラサのさる名家にある約束をしたからだ。それはチベット人に火薬と窓ガラスの作り方を教えるため、多くの専門家を連れて帰るということである。これまでに矢島はその務めを果たすことができなかった。現在、遼東半島租借地の長官「関東長官」をしている伊集院(彦吉)男爵に、昨年支援を求めたが、あまりうまくいかなかった。伊集院男爵はあまりにも用心深く、あるいは臆病すぎるので、そうしたことで何かをなすことはできなかった。

いまラサに日本人がいるかと尋ねると、矢島ははぐらかすような返答をした。彼が去ったとき何人かいたが、多田(等観)という名の仏教僧を除いてどんな名前も思い出すことができないらしかった。その他の人々についてはほんの少ししか知らないの、彼らの氏名、人数、仕事は覚えてすらいけないという。その答え方の調子からいって、明らかに彼はうそをついていた。そうした状況のため、「中略」十一人の人間がすでにラサにいるのか、彼らが日本で矢島が探しているという「専門家」であるのかは、見きわめることが不可能である。

私の情報提供者はさらにチベットに旅することが可能かどうかを質

問した。矢島は肯定的な答えをしたが、いまはとても難しいと付け加えた。インド經由の道はインド政府によって閉ざされ、四川經由の道も同省にはびこる反日感情のため問題外であり、唯一可能なのは甘肅經由である（と彼はいう）。

矢島はチベット帰還の日にちが確定したらすぐに知らせると私の情報提供者に約束した。そのためさらなる情報は、彼もしくは日本に帰ったといわれる多田なる仏僧から、ひょっとしたら入手できるかもしれない。

東京のイギリス大使館から英外務省への報告は以上の通りである。矢島の発言には真偽がとりまぜて織り込まれている。一九〇六年、東亜同文書院を卒業したというが、実際には同年、歩兵軍曹として陸軍戸山学校に入学しており、〇七年十二月に除隊するまで軍務についていた。また一九〇七年、頭山満の影響下に入ったとあるが、管見の及ぶ限りでは頭山との直接的な関係を示す資料は見当たらない。矢島はなじみのない人間の接近に不審を抱いて答えをはぐらかしたため、結局パーレット領事官も、いわれている十一人の男とはこの火薬と窓ガラスを作る専門家かもしれないと、インフォーマーの報告を復唱するしかなかった。

一方、興味深いのは、ツァロン・シャベから矢島の件を知らされたシキムのベイリー政務官が、十一人の日本人と一緒にアフガニスタン国籍のインド独立運動活動家ラージャ・マヘンドラ・プラタープ・シン (Raja Nahendra Pratap Singh) がチベットに向かう恐れがあると懸

念したことである。プラタープは一九二二年から二三年にかけて来日し、各地でインド独立運動やアフガニスタンの状況について講演を行い、『中外日報』でも日本に対し、東洋の盟主としてアフガニスタン、トルコ、ペルシャなどの窮状を救うよう主張していた。ベイリーはツァロン・シャベにあてた返信の中で、ことによるとプラタープが十一人の日本人一行と一緒に来る可能性があるが、その場合これらの日本人はチベットにとって何の益にもならない旨を告げた。怪しげな日本人グループとともに反英アジア主義者のプラタープがチベットに入ることを防ぐため、チベット政府の中でとくに影響力をもつツァロンに警告して予防線を張ったのである。イギリス側にとって日本のチベット浸透はインドの独立運動も刺激しかねないもので、早期の段階で芽を摘んでおく必要があった。以上、本章では西本願寺の大谷光瑞法主の指導下にチベットに関与し、ラサに滞在した青木がどのような諜報工作活動を行ったかを検討した。参謀本部から依頼を受けた青木はイギリス、ロシアのチベット浸透状況について詳細な報告を行った。またダライ・ラマよりイギリスないし日本からの機関銃購入の協力を求められ、ラサ出発からカルカッタ到着後までの間、特使に付き添いながらその実現をめざしたが、日本を警戒するインド政府がこれを阻止したため、青木の工作は挫折するに至った。青木は一九一七年、インドから帰国するが、彼を含む日本人のラサ滞在中によって強まったチベットをめぐるイギリスの対日警戒心は一九二〇年代を通じて解かれることがなかった。

おわりに

本稿では一八九〇年代から一九一〇年代までの時期を中心に、日本の諜報工作活動を第一次（外務省と成田安輝）、第二次（参謀本部と寺本婉雅）、第三次（西本願寺と青木文教）の三つの段階としてとらえ、その過程を検証した。それをまとめると以下のようになる。

第一に一八九七年から一九〇二年にかけて、外務省、参謀本部のチベット関与はスタートしたばかりで暗中模索の初歩的な段階にあり、それを反映して成田の諜報活動は質量ともにレベルの高いものであったと言いは難かった。チベットに容易に潜入できず、またチベット語でなく四川語を学んだ彼の情報は間接的で確度の落ちるものにならざるを得なかった。また成田はラサにおいてダライ・ラマへのアプローチを試みたが、それはかなわず、宰相総堪布にも会見できたかどうか確認が見つからない状況であり、基本的に準備不足が目立つものであったといえる。

しかし第二に一九〇六年から〇八年において、右の点は参謀本部の福島安正の支援を受けた寺本によって飛躍的に改善、克服された。寺本はチベット語やチベット仏教を学び、清国西寧郊外のクンブム寺滞在中、ダライ・ラマと側近の中に入り込んでいった。以後彼らの考え方や態度についてディーブな内容の情報を集めることに成功し、それは参謀本部の福島だけでなく、北京の日本公使館を通じて外務省にも伝えられた。また寺本はダライ・ラマと側近に働きかけて五台山会談を実現した上、

日本への使節派遣を確約させるまでに至った。しかし参謀本部と西本願寺の対立という日本側の理由によって派遣計画は中止に終わった。

第三に一九一三年から一六年にかけて、ラサに滞在してダライ・ラマの顧問をつとめた青木の情報収集は、それ以前に寺本が地ならしを行っていたことと彼自身の資質とが相まって、やはり質の高いものとなった。参謀本部の依頼に応えてチベットにおけるイギリス、ロシアの浸透状況などを調査した詳細な報告書はそのことを物語っている。また青木はダライ・ラマの依頼を受けてイギリスまたは日本から機関銃の購入をめざすという協力工作に携わり、特使に付き添いながらインド政庁側に接触したが、結局日本を警戒するイギリス外務省、インド政庁の反対にあって実現できなかった。しかしこの機関銃購入問題を含めてチベットに具体的な行動をもって協力を行ってきた青木は、ダライ・ラマをはじめとするチベット指導層の抱く日本人のイメージ（日本人は忠告提案が巧みだが、一片の実力をもって他を利することがない）を幾分改善する役割を果たしたのではないかと考えられる。

以上を見ると、日本の対チベット諜報工作活動は時を経るにつれて着実に発展をとげたことは明らかである。しかしながら、当初チベットに戦略的意義を認めていた外務省は、一時期成田や寺本の派遣に関わったにもかかわらず、一九一〇年代以降、英清露三国との関係を配慮してチベット関与を控えるようになっていった。その間、イギリス、ロシアが英露協商の存在にもかかわらず、チベットと水面下で何らかのコンタクトをとり続けていたことと比較すると、日本外務省には一貫性、さらに

いえば戦略目的を追求する粘り強さが欠けており、とくにイギリスに気兼ねして、チベットに関心をもつこと自体にまで自己規制をかけてしまった面があるように見受けられる。そうでなければ寺本や青木のような人材がその後、長く当局から顧みられなかった理由を説明することはできないであろう。他方、参謀本部も一九一四年に建川大尉のラサ旅行申請がインド政庁に拒否された後、管見の及ぶ限りではチベットに対して目立った動きを示していない。そうした背景として、小村寿太郎（一九一一年八月引退、十一月死去）、福島安正（一九二二年四月に参謀次長から関東都督に転任）のようなチベットに戦略的価値を認める指導者が中央の舞台から退場していったことも見逃せないであろう。

その後、外務省はイギリスの誤解を避けるため、日本がチベットに興味をもたないことを明示した。一九二八（昭和三）年、出淵勝次外務次官がジョン・ティリー駐日イギリス大使（John Tilley）に次のように語ったという記録がある。外モンゴル（モンゴル人民共和国）の独立承認についてティリー大使から問われた出淵次官は、イギリスがチベットに影響力行使して緩衝地帯としているのと同様に、日本はソ連の影響力が強いものの、外モンゴルをソ連に対する緩衝地帯にしたいという意向をほめかした。それと関連して出淵は、日本はチベットが独立を宣言しようとして、インドや中国に併合されようと、そこで起こることに関心がないと述べている。⁽¹³²⁾

しかし日本はチベット仏教（ラマ教）を利用した大陸工作への関心は持続しており、ソ連の勢力を封じ込めるためにそれを実施していただけ

に、チベット工作から完全に退いたと断定するのは早急であろう。一九四一年、イギリス側は日本のラマ教工作を観察して以下のような報告を行っている。モンゴル最後の君主で化身ラマのジェブツンダンパ・ホクト八世の生まれ変わりがチベットで誕生した。これを知った日本人、内モンゴル人は、この転生ラマを内モンゴルに連れ出し、同じラマ教信者の外モンゴル人を誘惑して日本側に引き入れ、ソ連共産主義に反抗させるつもりだといっているのである。⁽¹³³⁾ その真偽のほどは定かではないが、ここでいわれるモンゴル工作と連動した日本のチベット工作が事実であるとすれば、寺本たちが培った水脈は完全に枯れることなく残存していたことになる。

《註》

(132) 当該期の青木については、高本『ラサ憧憬』などすでに紹介した文献のほかに、佐々木高明「青木文教師とそのチベット将来資料」長野泰彦編『国立民族学博物館蔵 青木文教師将来チベット民族資料目録』（国立民族学博物館研究報告別冊第一号、一九八三年三月）所収、青木文教著、長野泰彦、高本康子校訂「チベット日誌」『国立民族学博物館研究報告』三四卷四号、二〇一〇年三月があり、さらに高本氏による「明治大正期日本におけるチベット画像資料——日本人入藏僧の旅行記を中心に——」印度学宗教学会『論集』第三六号、二〇〇九年十二月、「近代日本仏教における異文化情報を受容と発信——青木文教撮影チベット写真資料を中心に——」『印度学仏教学研究』五八卷一号、二〇〇九年十二月、「日本人入藏僧によるチベット写真資料——青木文教、多田等観、河口慧海を中心に——」『印度学仏教学研究』六〇卷一号、二〇一一年十二月などがある。

(133) この(1)については高本『ラサ憧憬』五九—六八頁に全面的に依拠してい

- る。
- (134) 同右、九七、一〇六、一〇八一—一〇、一二二—一二五頁。
- (135) 青木文教『秘密の国 西蔵遊記』(中公文庫、一九九〇年)、二九三頁。原書は青木『秘密の国 西蔵遊記』(内外出版株式会社、大正九(一九二〇)年十月)。
- (136) 長野泰彦、高本康子校訂、青木文教著「西蔵調査報告」『国立民族学博物館研究報告』三〇巻三号、二〇〇六年二月、三四九—四一九頁。校訂者序言によると、この報告書は青木から中根千枝教授に生前贈与され、現在は国立民族学博物館に保管されているもので、先にあげた高本、三宅「寺本婉雅日記『新旧年月事記』翻刻」と同様に、解説が困難な文字については写真を付すなど細やかな配慮がなされた行き届いた翻刻である。高本『ラサ憧憬』一一五—一二八頁に本稿と異なる角度からの紹介と考察がある。
- (137) 青木「西蔵調査報告」三五一頁。
- (138) 同右、三九二頁。
- (139) 同右、三八六頁。
- (140) 第四項「支那及び英国ニ対スル達頼喇府(麻?)ノ向背ノ真意」においても、青木は次の点を指摘している。「法王はインドでの三年間の滞在以来、親切を受け、英国に対してはきわめて好感を有する。ヤングハズバンド遠征による悪感はいくつか洗われた。」その一方でチベット人の中国人に対する感情は非常に悪化しているとす。「先年の駐蔵大臣の威庄、駐屯兵の横暴、侵入兵の残忍無道な蛮行の結果、法王以下、百官、庶民はみなシナ人を見ること蛇蝎のごとく、きわめて悪感を有する。」
- (141) 以上のほかに青木は第二項「西蔵ニ於ケル英兵派遣ノ有無特ニ変装英兵ノ有無等」において、前項であげた勢力地以外に英兵がいることは聞かない。ラサ、シガツェに変装英兵はいない模様だが、キャンツェ、チュンビは有無不明、パリーには存在するという説があると補足している。ただしイギリス、ロシア、日本式の訓練を導入することになったチベット軍は遅くとも一九一五年の時点で、キャンツェ駐留のイギリス護衛隊将校から訓練を受けざるを得なくなった。Alex McKay, *Tibet and the British Raj: The Frontier Cadre 1904-1947* (Dharamsala: Library of Tibetan Works and Archives, 2009), 67. のちに青木も「キャンツェ分営の一隊は純英国式に英人指導の下に英語で教練を受けている」と記すようになっている(青木『秘密の国 西蔵遊記』二五〇頁)。
- (142) ただし一九一二年、ラサに帰還する途中のダライ・ラマとパリーで対面したドルジェフは三人のブリヤート・コサックの護衛者を残していき、彼らは軍事教官として雇われ、ラサに滞在するようになった。そのあとでドルジェフはトランスバイカルのロシア当局に三人を秘密で残してきたことを説明している。Andreyev, *Soviet Russia and Tibet*, 57. 青木はラサにおいてロシア式の教練は「蒙古人の教官が蒙語を以て」行っているとしている(青木『秘密の国 西蔵遊記』二五〇頁)、ここでいうモンゴル人はブリヤート・コサックのロシア人であったということである。また後年青木は、当時ダライ・ラマの側近者の一人としてその身辺を離れなかったブリヤート人の少年が「ロシアの回し者」で、法王に関する政治上の機密(主として支英露三国関係)をロシア本国に通報する役割を果たしていたと回想している。前掲、青木『西蔵問題——青木文教外交調書——』一〇五、一七七頁、青木文教著、日高彪校訂『西蔵文化の新研究』(有光社、昭和十五(一九四〇)年、慧文社、二〇一五年復刻)、一六三頁。
- (143) JACAR: C03022351700 大正三年七月二十一日付、明石元二郎参謀次長より大島健一陸軍次官宛(防衛省防衛研究所)、JACAR: B07090458100 大正三年八月五日付、大島陸軍次官より松井慶四郎外務次官宛(外務省外史料館)。
- (144) 高本『ラサ憧憬』七五—九五頁、青木『秘密の国 西蔵遊記』一一二、一一六頁。なおダライ・ラマが青木に日本軍の教範操典類の取り寄せを命じる一方で、チベット軍総司令官のツァロン・シャベ(Tsarong Shape)は軍人出身の探検家として有名なピョートル・K・コスロフ(Pyotr Kuzmich Kozlov)にロシア軍の教練書と法規を送るよう頼んでいる。Andreyev, *Soviet Russia and Tibet*, 65.

- (145) その一方で青木の仲介によって、ラサ滞在中の冒険旅行家で陸軍下士官出身の矢島保治郎がチベット軍参謀総長の顧問格となり、チベット軍兵舎の設計を行ったほか、同軍が採用したイギリス、ロシア、日本式の訓練のうち日本式中隊の教練を担当した。またダライ・ラマの信頼を得た矢島は法王直属の親衛隊の指揮を任せられ、ノルブリンカ離宮の警衛にあたった。その際、行幸を護衛するための騎兵隊の編制と訓練も任されている。
- 矢島は第一回目のチベット旅行時（一九〇九年）、北京で公使館付武官の青木宣純少将の下にしばらく居候し、警務学堂監督の川島浪速から激励を受けた。北京のいわゆる青木公館には同地を訪ねる様々な日本人が出入りしていたから、それだけで矢島と陸軍の結びつきを断定するわけにはいかないが、一九一二年三月に帰国した際、矢島は日本力行会本部において川島、軍務局長の田中義一少将らの前でチベット事情を講話している。その直後、矢島は帰国してわずか二日であるのに、再びチベットに向けて第二回目の旅行に出発した。矢島の伝記はこのとき川島らが資金を供給した、あるいは参謀本部が機密費を出した可能性を指摘し、矢島自身の後年の言葉によれば二回目の入蔵が「或ル使命ヲ帯ビテ」いたことに注意を促している。以上、浅田晃彦『世界無銭旅行者 矢島保治郎』（筑摩書房、一九八六年）、一七二―一七八、四四―四五、一一〇―一一二頁。ただし矢島が参謀本部のエージェントであったことを確実に示す証拠は見当たらない。
- (146) Kobayashi, "The Tibet-Japan Relations in the Era of the 1911 Revolution," 113 は「このニイジャンなる人物がカム地方出身の有力な商人 Panda Nyima Gyeltsen であることを特定し、彼が武装した部下とともにダライ・ラマのインド亡命を護衛した経歴のあることを明らかにしている」。
- (147) Ibid., 114. JACAR: B03041187600 明治四十五年五月十四日発、在カルカッタ・柴田要治郎総領事代理より内田康哉外相宛（外務省外交史料館）。
- (148) Ibid. 同右。
- (149) Ibid. JACAR: B03041187600 明治四十五年五月十五日発、内田外相より柴田総領事代理宛（外務省外交史料館）。北京の日本公使館にも以上の経緯が伝えられた。JACAR: B03041187600 明治四十五年五月十七日付、内田外相より伊集院彦吉公使宛（外務省外交史料館）。
- (150) 青木『秘密の国 西藏遊記』一三三頁、青木文教『西藏の民族と文化』（高原社、昭和十七（一九四二）年、慧文社、二〇〇九年復刻）、三九頁。
- (151) Melvyn C. Goldstein, *A History of Modern Tibet, 1913-1951* (Berkeley: Los Angeles: London: University of California Press, 1989), 77-79. シッキムの政務官はインド政庁の下でチベット問題を担当していた（デイヴィッド・スネルグロウ、ヒュー・リチャードソン著、奥山直司訳『チベット文化史』春秋社、一九九八年、三三〇頁）。
- (152) Ibid., 80-81.
- (153) Ibid., 82-83. ちなみにイギリスに断られたツァロン・シャペは、同じく一九一五年、ロシアにも援助を求め、ウルガのロシア総領事に特使を派遣して千挺のライフルをリクエストした。しかしロシア側はこれを断り、インド政庁を通じてイギリス政府に頼むようアドバイスしている。Andreyev, *Soviet Russia and Tibet*, 64-65.
- (154) 高本『ラサ憧憬』一三四頁。
- (155) IOR L/PS/11/104 P2640/15 C. A. Bell, Political Officer in Sikkim to the Secretary to the Government of India in the Foreign and Political Department, 19 May 1915. たゞこの国民会議の決定についてダライ・ラマは「日本に使節を送ることに比べて有効な成果が得られるとは思えない」として反対した。「諸外国政府は互いにニュースを伝え合うから、もしイギリス政府が〔チベット使節の〕日本への派遣を知れば、チベット政府に疑いを起こすかもしれない」と考えたのである。
- (156) IOR L/PS/11/104 P2640/15 Government of India, Foreign and Political Department to the Austen Chamberlain, Secretary of State for India, 24 June 1915.
- (157) 高本『ラサ憧憬』一三四頁。
- (158) 同右、一四六一―一四七、一五二頁。

- (159) 高本『ラサ憧憬』一五三頁。
- (160) 同右、一五三頁。
- (161) IOR L/PS/11/104 P1459 Extract of letter No. C. 2 from British Trade Agent, Yatung, 3 March 1916.
- (162) 高本『ラサ憧憬』一五三―一五五頁。
- (163) 同右、一五六―一五七頁。
- (164) IOR L/PS/11/104 P1087 No. 1549 C. A. Bell, Political Officer in Sikkim to the Secretary to the Government of India in the Foreign and Political Department, Delhi, 7 March 1916 no. 39-T. E.
- (165) 高本『ラサ憧憬』一五七頁。
- (166) 註(164)に同じ。一九一六年一月二十八日發送、チベット諸大臣よりベル宛書簡。
- (167) 註(164)に同じ。一九一六年一月二十八日發送、チベットの諸大臣より大正天皇宛書簡コピー。この書簡はBerry, *The Rising Sun in the Land of the Snows*, 152 において全文紹介されている。大正天皇へのあて名は the great Emperor Dah Nyi Hong (大日本か) となっている。
- (168) 註(164)に同じ。
- (169) IOR L/PS/11/104 P1087 No. 1549 C. A. Bell, Political Officer in Sikkim to the Secretary to the Government of India in the Foreign and Political Department, Delhi, 8 March 1916 no. 40-E. C.
- (170) 青木と多田等観は一九一二年三月、カリンボンでダライ・ラマに拝謁した後、英領インド政府の警戒をいくらかでも避けるためゲームに移動し(高本『ラサ憧憬』八〇頁)、そこからチベットに向けて出発した。しかしインド政府側はそれを監視していったことがうかがわれる。
- (171) 高本『ラサ憧憬』一六一頁。
- (172) IOR L/PS/11/104 P1087 No. 1087 Telegram from Viceroy, 24 March 1916.
- (173) IOR L/PS/11/104 P1087 No. 1328 The Under-Secretary of State, Foreign Office to Under-Secretary of State, India Office, 7 April 1916 no. 61658/F.

(174) ちなみにその後、日本の武器がモンゴル経由でチベットに流れたという説があることが知られている。たとえばシッキムの政務官を辞めた後、一九二〇年に特別大使としてラサに滞在していたベルは、そのときの体験として次のように回想している。ラサ当局は「イギリス側を説得することが難しかったため」、安くて長持ちする日本製武器・弾薬が氾濫するモンゴルに目を転じた。「機関銃一、小銃数挺、爆弾若干」[A machine-gun, a few rifles, and some bombs] がチベットの北部平原経由で輸入された。それらは私がラサに在る間に到着し、申し分のないものであることがわかった。次にそうした小銃を一万から一万五千挺輸入することが提案された。その際、銃身だけを購入し、台尻はチベットでクルミ材から作ることによって輸送費を節約しようという考えであった。ラクタ一頭に二十挺の銃身を運搬させ、その賃金は七十から百ルピーになると計算された。ベルは記している。チャールズ・ベル著、田中一呂訳『西藏・過去と現在』(生活社、昭和十五〔一九四〇〕年九月)、三三〇頁、原書 Sir Charles Bell, *Tibet: Past & Present*, Cheap ed. (London: Humphrey Milford: Oxford University Press, 1927), 220-221. この記述によれば、日本製の機関銃、小銃、爆弾の見本がモンゴルからチベットにもたらされた。ただしこの件に日本陸軍が囁んでいたかどうか、またそれに続いて一万から一万五千挺分の日本製ライフル銃身が実際に輸入されたかどうかについては明らかにされていない。

またある研究者は、一九二一年に参謀本部がインドでチベット政府と契約を結び、チベット防衛のため武器と弾薬を売却することになったことを指摘している。Tieh-Tseng Li, *The Historical Status of Tibet* (Columbia University, New York: King's Crown Press, 1956), 158, 277. 同書の新版 *Tibet: today and yesterday* (New York: Bookman Associates, 1960), 158, 277. (こちらも記述内容は同一。) その根拠とする資料は一九三二年九月二十八日付・在上海総領事サカイより K・内田(内田康哉外相)宛電報となっているが、当時の上海総領事はサカイなる人物ではなく石射猪太

- 郎であった。これについて別の研究者は、日本人がチベットに武器を供給した、一九二〇年代を通じてかなりの量の武器がモンゴル経由で輸送されたとの報告があるが、そのことはいずれも確認がなされていない。Paul Hyer, "Japanese Expansion and Tibetan Independence," in Li Narangoo and Robert Cribb eds, *Imperial Japan and National Identities in Asia, 1895-1945* (London: New York: RoutledgeCurzon, 2003), 79.
- (15) IOR L/PS/11/104 P1087 No. 3038 Major W. L. Gambell, British Trade Agent, Gyantse to the Political Officer in Sikkim, Gangtok, 13 June 1916.
- (16) IOR L/PS/11/104 P1087 No. 3201 The Secretary to the Government of India in the Foreign and Political Department, Simla to the Political Officer in Sikkim, Gangtok, 29 June 1916 no. 338-S.
- (17) Goldstein, *A History of Modern Tibet*, 1913-1951, 83-84.
- (18) IOR L/PS/10/1014 P1420 Major F. M. Bailey, Political Officer in Sikkim to the Secretary to the Government of India in the Foreign and Political Department, Delhi, Dated Gangtok, 24 March 1923.
- (19) FO371/9216 F1436/751/10 Foreign Office to Palareet, Tokyo, 18 May 1923 no. 47.
- (20) FO371/9216 F2638/751/10 Palareet (Tokyo) to the Marguess Curzon of Kedleston, August 3 1923 no. 426. 川の矢島に関する報告書は、Berry, *The Rising Sun in the Land of the Snows*, 159-160 でも取り上げられ、その「その」は外務省からインド省に転送されたコピーである IOR L/PS/10/1014 P3971 が用いられているが、内容は同じである。興味深い資料のため、本稿では全文を引用して紹介する。
- (21) 浅田『世界無銭旅行者 矢島保治郎』一三二―一三六頁。
- (22) FO371/9216 F2348/751/10 Palareet, Tokyo to the Foreign Office, 3 August 1923 no. 116.
- (23) 松浦正孝『大東亜戦争』はなぜ起きたのか——汎アジア主義の政治経緯——(名古屋大学出版会、二〇一〇年)一三九、九二―一頁。

- (24) FO371/9216 F2136/751/10 Major F. M. Bailey, Political Officer in Sikkim to the Secretary to the Government of India in the Foreign and Political Department, Simla, Dated Gangtok, 9 June 1923.
- (25) そのほか一九二四年、サンズクリット学者の榊亮三郎(京都帝国大学教授)がネパールで学術調査を行ったときのケースがある。カルカッタの警察副長官は榊の真の目的がチベット行であると疑った。それを受けたインド政庁は在カトマンズのヘギリス代表を通じてネパール側に、榊がチベットに入るとかまか注意を促している。FO371/10280 F433/433/10 W. G. Neale (Foreign and Political Department, Government of India), Delhi to Lieutenant Colonel W. F. T. O'Connor, British Envoy at the Court of Nepal (British Envoy at Kathmandu), 22 January 1924.
- FO371/10280 F1150/433/10 His Excellency Supradiptra Manyabar General Sir Bhim Shumshere Jung Rana Bahadur, Commander in Chief of Nepal to Lieutenant Colonel W. F. T. O'Connor, British Envoy at the Court of Nepal, 7 February 1924.
- しかしインド政庁側の防衛は完璧ではなく、一九二七(昭和二)年のちに写真家として有名になる長谷川伝次郎が友人のV・S・マサシーとともにインド北部からチベット仏教の聖地カイラス山に旅行したケースがある(長谷川伝次郎『ヒマラヤの旅』中央公論社、昭和七(一九三二)年八月を参照)。このときインド政庁の対応は遅れ、二人の旅行を知ったのは翌年のことであった。シッキムのペイリー政務官はベンガル東国境横断制限法違反にもとづき二人は起訴されるべきで、類似のケースも同様に処理されなければならないと主張した。しかし二人の目的が政治的なものではなく、事件から相当の月日が経っていたため、インド政庁は起訴しないことを決定した。日本人のチベット潜入を警戒しているも、シッキムやネパール経由とまったく異なるルートについては監視が手薄であったことがうかがえる。FO371/13216 F1722/236/10 F. M. Bailey (Sikkim Agency Office, Gangtok, Sikkim), Camp Shillong to J. G. Acheson (Deputy Secretary to the Government of India in the Foreign and Political

Department), 21 February 1928 D. O. No. 111/P. FO371/13216
F1722/236/10 J. G. Acheson (Foreign and Political Department, New
Delhi) to Lieutenant Colonel F. M. Bailey, Political Officer in Sikkim,
22 March 1928 D. O No. 64-X.

(87) FO371/12405 F4278/2/10 Sir John Tilley, Tokyo to Sir Austen
Chamberlain, 30 March 1927 no. 193.

(88) IOR L/PS/12/2305 Coll 11/18 British Mission, Lhasa to the Political
Officer in Sikkim, Gangtok, 2 April 1941 no. 3 (1)-L/41/186.

【付記】 本稿の作成にあたっては平成二十八年年度・拓殖大学人文科学研究所研
究助成金を活用させて頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。